

春日部市コミュニティ推進協議会における後援事業に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）が協議会加盟団体が実施する事業に対し、後援を行う場合の必要な事項を定めることにより、適正な事務執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会、研究会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 後援 団体等が実施する事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について名義の使用をもって協議会が支援することをいう。

(審査基準)

第3条 協議会は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業の後援を行うことができる。

- (1) 事業の内容が広く市民を対象とし、その目的及び対象が市民福祉の増進に寄与すると認められるもの
- (2) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (3) 政治的に賛否等の議論が分かれている特定の政策を支持し、又は反対する主張を行わないもの
- (4) 協議会の政治的中立性を損なうおそれのないもの
- (5) 営利又は売名を目的としないもの
- (6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 特定の団体等による勧誘又は普及を目的としていないもの
- (8) 原則として、事業が市内又は市に隣接する市町で実施されるもの
- (9) 法令等（法律及び法律に基づく政令その他の命令、実施会場の存する都道府県及び市町村の条例及び規則をいう。）に違反していないもの
- (10) 公序良俗に反しないもの又は反するおそれのないもの
- (11) 参加者の安全及び衛生が十分確保できているもの
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）との関係がないもの又は関係するおそれのないもの

いもの

(13) その他協議会の運営に支障をきたさないもの

(申請の手続)

第4条 後援の承認を受けようとする者は、春日部市コミュニティ推進協議会后援申請書（様式第1号）及び春日部市コミュニティ推進協議会后援申請確認シート（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約、定款等の活動内容を明らかにできる書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 当該事業の事業計画、目的、内容等を明らかにできる書類
- (4) 当該事業の収支予算書
- (5) その他会長が必要と認める書類

(審査)

第5条 会長は、前条に規定する申請があったときは、審査基準に基づき速やかに審査し、後援の承認の可否を決定するものとする。

(承認等の通知)

第6条 会長は、前条の規定により後援の承認をするときは、春日部市コミュニティ推進協議会后援承認書（様式第3号。以下「承認書」という。）により、承認をしないときは、春日部市コミュニティ推進協議会后援不承認書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 後援の承認を受けた団体は、事業計画に変更が生じた場合、春日部市コミュニティ推進協議会后援事業計画変更届出書（様式第5号）に承認書を添えて、会長に届け出なければならない。

(承認の取下げ)

第8条 後援の承認を受けた団体は、後援の承認を取り下げたいときは春日部市コミュニティ推進協議会后援承認取下げ願い（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 会長は、後援の承認を受けた団体が第3条第1項各号に規定する要件を具備しなくなったときは、春日部市コミュニティ推進協議会后援承認取消通知書（様式第7号）により承認を取り消すものとする。

(協議会の免責)

第10条 前条の規定によって生ずる損害については、協議会は一切の責任を負わないもの

とする。

（事業実績報告書）

第 1 1 条 後援の承認を受けた団体は、事業終了後速やかに春日部市コミュニティ推進協議会後援事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1）収支決算書

（2）プログラム、パンフレット、写真その他事業実績の分かるもの

（適用除外）

第 1 2 条 国又は他の地方公共団体が主催する事業については、第 4 条から前条までの規定は適用しない。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 2 2 日から施行する。